



一般社団法人
日本ホテル協会

～ お 客 様 ～

お客様が私的使用（※）を目的に、個人で著作物から複製し作成する
CDやDVDなどは、著作権法第30条第1項の規定により複製が認められています。

ただし、私的使用の場合においても、著作権者の権利を不要に害さないために、

以下のケースは除かれますので、ご注意ください。

○公衆の使用に供することを目的として設置されている

自動複製機（ダビング機）を用いて複製する場合

○コピープロテクションを解除して

または解除されていることを知りつつ行う複製

○インターネット上に違法にアップロードされた音楽と知りつつ、

ダウンロードする行為

※私的使用とは、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内に

において使用することをいいます。

一般社団法人日本ホテル協会